

病気やケガで
休診になったら
いくら必要!?



休診で収入が途絶えた クリニックの存続は 所得補償保険が命綱!?



●話し手：
松木祐司 氏
Matsuki Yuji
松木FP事務所



●話し手：
増田英世 氏
Masuda Hideyo
㈱BPI

●取材・文：編集部

この記事のポイント

- 歯科医師国保の傷病手当では足りない
- 一般的な所得補償保険は入ってはいけない
- GLTDへの加入にはコンサルティングが必要

歯科医師国保では足りない

病気やケガで休診を強いられても、短期間であれば運転資金や預貯金で対応することも

可能でしょう。しかし、休診が3カ月にもなった場合は……？ 一般的な歯科クリニックの収益構造は、診療報酬の30%程度が院長の事業所得と考えられます。ですから3カ月もの休診となると、クリニックを存続させる固定費を確保するのがやっとなりで、1年間は院

歯科医師国保の傷病手当金の例

- 1種組合員（院長）
入院1日につき4,000円
- 2種組合員（勤務医）
入院1日につき1,500円
- 3種組合員
（歯科衛生士、助手などと家族）
入院1日につき1,500円

90日が
限度

医療保険の給付とは？

医療保険でも1日3万円程度の保障を準備することは可能だが、あくまで入院期間中の保障に限られる上、60日で打ち切りとなるものが主流。入院日数の短縮化に伴い、通院治療＋自宅療養に移行しても、医療保険では療養中の収入を賄うことはできないし、まして長期間の療養には対応できない。

開業医はつらいよ



「まだ若いし、大きな病気になんてかかるとは思わなかった」と高をくくっていたA先生。まさかの結核発症で入院勧告を受け、突然3カ月の休診を強いられた。どこかで感染し、疲れがたまって抵抗力が落ちたところで発症してしまったのか？

長の収入はほとんど得られない計算になります。生活費や教育費、住宅ローンの返済など、預貯金から捻出しなければならず、何年もかけてためた預貯金が一瞬のうちに消えてしまうことになるのです。預貯金が少ない開業直後や、長期間の療養が必要と



ずっと微熱が続いていたB先生。地元で帰省中、倒れて救急搬送され、難治性の膠原病と判明。1カ月ほど入院を余儀なくされ、診療に復帰できたのは4カ月後。入院前の患者数をこなせるほどに回復するまでには、さらに時間がかかった。

なった場合には、このようなリスクはとて
も抱えられるものではないでしょう。

このような際にも、病院勤務で社保や共済組合の被保険者であれば、1年半の間は収入の3分の2相当額が保障され、最低限の生活は守られま